

社会資本整備審議会 道路分科会 中部地方小委員会（平成22年度 第1回）

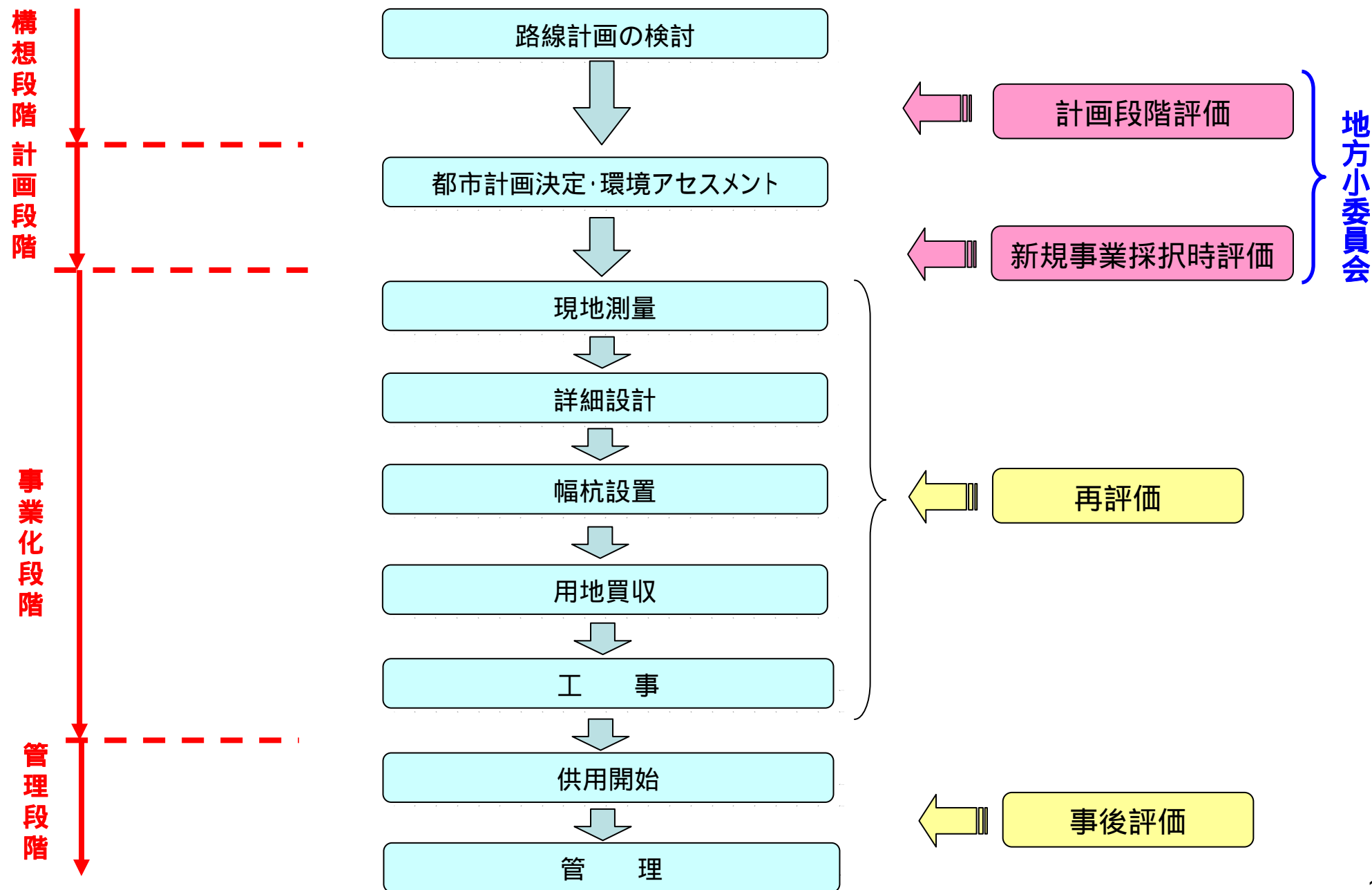
（ 1 ） 中部地方小委員会の設置について

（国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定等）



国土交通省中部地方整備局

道路計画・事業のプロセス



国土交通省所管の公共事業評価と実施要領改定の概要

【事業評価の目的】

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る

【事業評価の位置付け】

政策評価法（平成14年4月1日施行）における政策評価制度の一環

全ての公共事業について各事業毎の事業評価マニュアル等に基づき事業評価を実施（維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く）

- 新規事業採択時評価（平成10年度～）
- 再評価（平成10年度～）
- 事後評価（平成15年度～）

【評価結果の積極的な公表】

- ・ 平成12年度より評価結果はインターネット等で公表
- ・ 平成16年度より各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表
- ・ 平成20年3月より再評価を行う際の視点（投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）を記載し公表内容を充実

< 事業評価の新たな取り組み >

○ 都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の新規事業採択時評価及び再評価について、地方負担の負担者である 都道府県・政令市等からの意見を聴く。
〔（新規事業採択時評価）H21.12.24実施要領改定〕
〔（再評価）H22.4.1実施要領改定〕

○ 第三者による事前審査の充実

直轄事業等の新規事業採択時評価について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。事業評価監視委員会等の資料を検証可能なものに改善する。〔H21.12.24実施要領改定〕

○ 国会審議へ資するための取り組み

直轄事業等については、1月末までを目途に新規事業採択時評価および再評価を実施し、評価結果を公表する。〔H21.12.24実施要領改定〕

○ 再評価実施時期の短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。
〔H22.4.1実施要領改定〕

	従 前	改 定(H22.4.1)
公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> <u>3年未着工</u> ・ <u>5年継続</u> ・ <u>3年毎</u> <補助事業等> 5年未着工・ <u>5年継続</u> ・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・ <u>5年継続</u> ・3年毎

国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価について

公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、事業の必要性等が検証可能となるよう評価の手法を改善するとともに、計画段階での事業評価を新たに導入

1. 政策目標評価型事業評価の導入

政策目標評価型事業評価として、以下の取り組みを実施する。

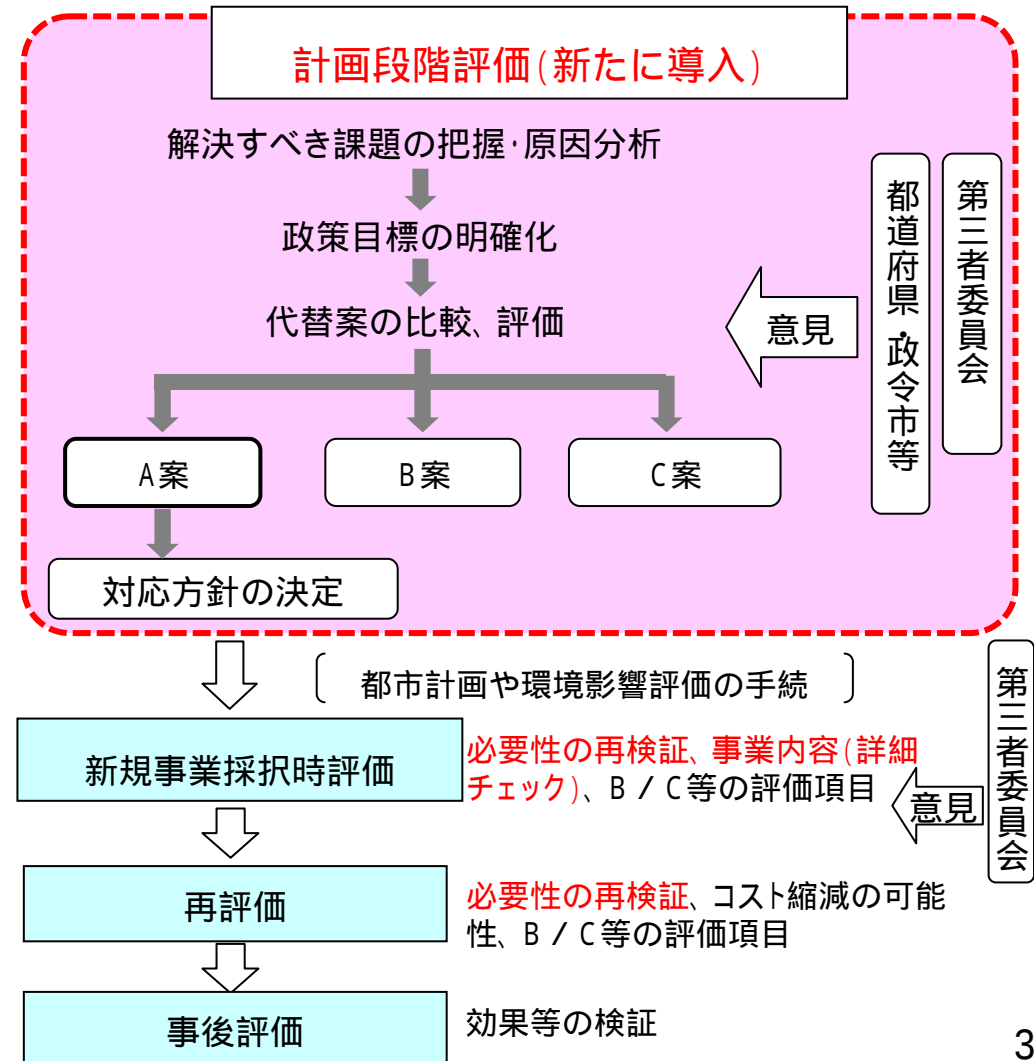
事業の必要性や内容が検証可能となるよう
評価の手法を改善

- 事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析
- 政策目標の明確化
- 政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価

計画段階の事業評価を導入

- 代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を実施

【政策目標評価型事業評価の一般的な流れ】



国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価について

2. 計画段階評価の基本的枠組み

○ 評価の対象

国土交通省所管公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、右表に掲げる直轄事業等

○ 評価の時期

右表に掲げる時期を原則とする

○ 都道府県・政令市及び第三者意見聴取

事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く

河川事業、ダム事業について

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等において、当該事業の代替案の比較評価を含めた審議等を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合は、計画段階評価の手続きが行われたものと位置付ける

3. 試行等について

○ 平成22年度においては、一部の直轄事業について計画段階評価を試行

経過措置

平成23年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する事業は、計画段階評価を併せて実施 等

計画段階評価の対象事業、実施時期

所管部局	計画段階評価の対象とする事業	計画段階評価の実施時期
河川局	河川事業	新規事業採択時評価の前年度まで
	ダム事業	
	砂防事業	
	地すべり対策事業	
河川局 港湾局	海岸事業	
道路局	新設・改築事業	都市計画や環境影響評価の手続きに入る前の段階 上記手続き対象外の場合は、新規事業採択時評価の前年度まで
港湾局	港湾整備事業	新規事業採択時評価の前年度まで
航空局	空港整備事業	
都市・地域整備局	都市公園事業	

主な道路事業の種類

道路の新設及び改築

渋滞の激しい区間や線形不良等の隘路区間に新たに道路を設け、又は拡幅などの改良を行うことにより、現道の渋滞緩和や線形不良等の隘路解消を図る

交通事故対策

交通事故が多発している道路等について、交通環境の改善を行い、もって交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑化に資する

防災対策・老朽橋架替等

防災要対策箇所や橋梁・トンネルの老朽化等により対策が必要な箇所について、局所的な道路改良や橋梁架け替え等の抜本対策により安全な交通を確保する

沿道環境改善

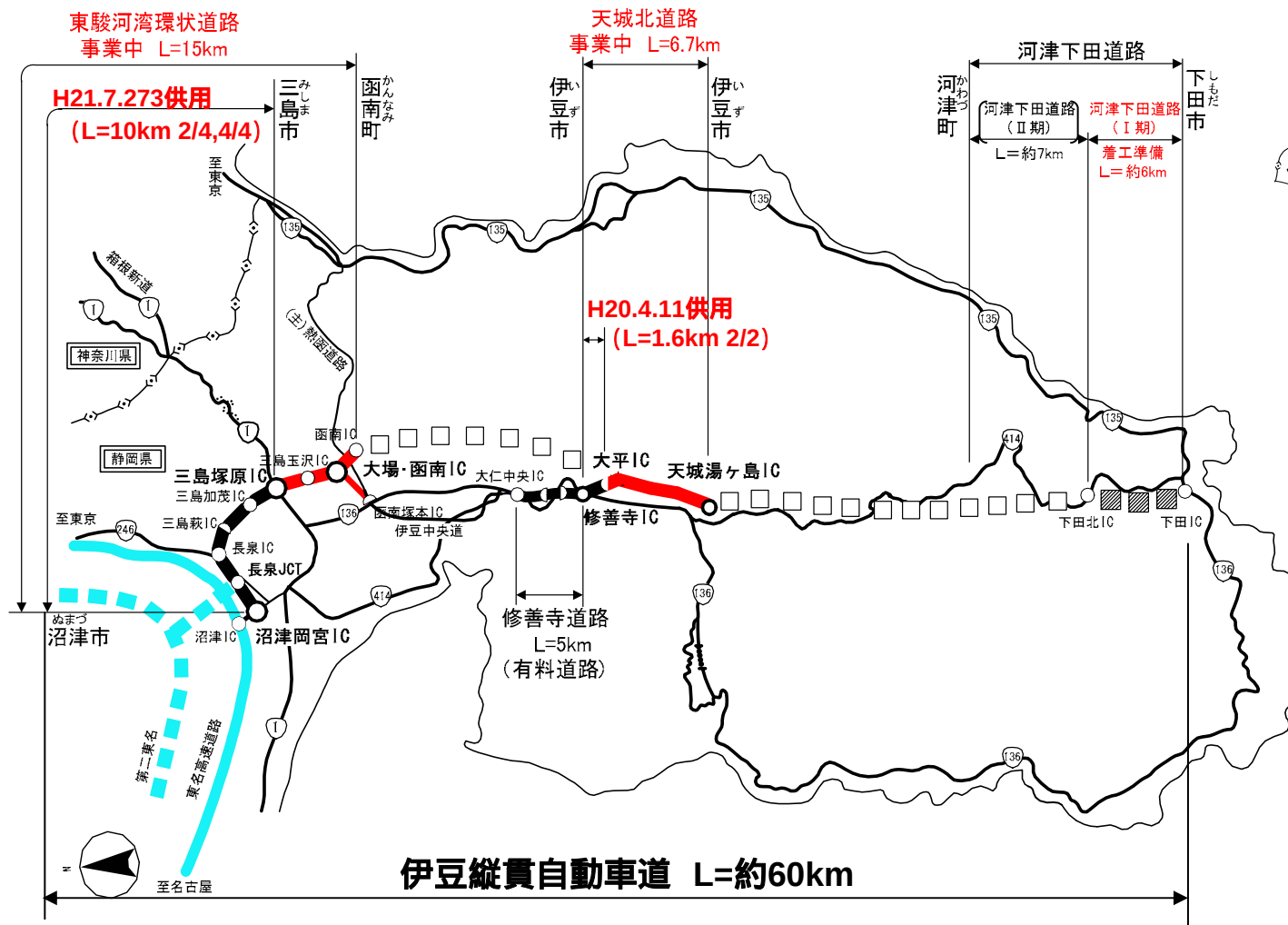
大気汚染や騒音等により沿道環境の状況が悪く改善が必要な区間について、環境対策を実施することにより生活環境の保全を図る

無電柱化

共同溝・電線共同溝の整備等を行うことにより、道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図る

新設及び改築 (事例: 伊豆縦貫自動車道 (高規格幹線道路))

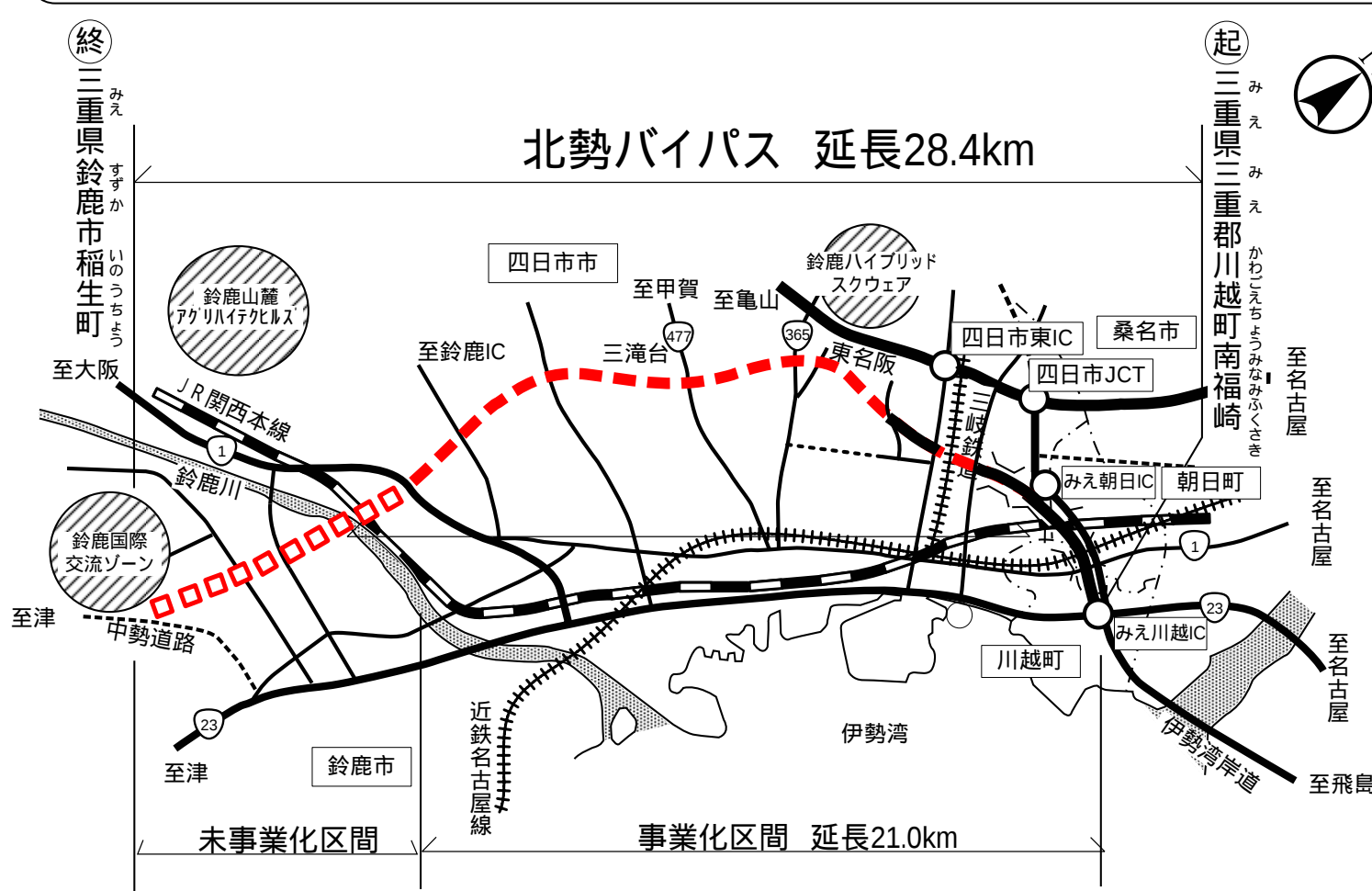
伊豆縦貫自動車道は、静岡県沼津市から下田市に至る延長約60kmの高規格幹線道路であり、伊豆半島部への高速交通サービスの提供及び観光交通の集中による慢性的な交通混雑の緩和を目的とする一般国道の自動車専用道路。



伊豆縦貫自動車道 長泉IC～三島萩IC (撮影 H21.7)

新設及び改築 (事例: 国道1号 北勢バイパス)

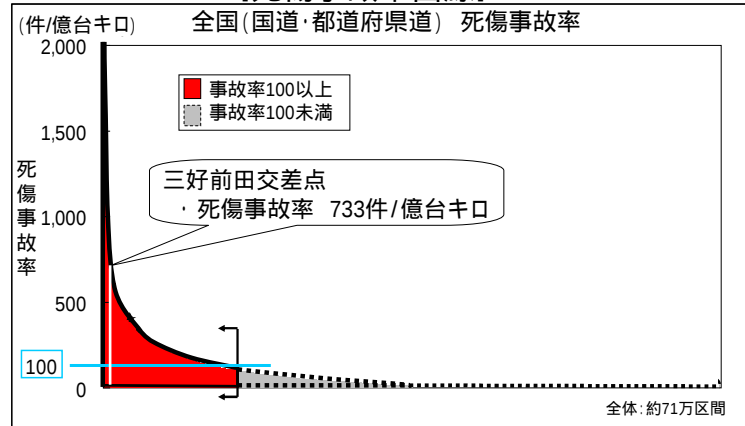
よかいち ほくせい
四日市市を中心とする北勢地域の環状道路として、国道1号・23号等の渋滞緩和、交通安全の確保及び地域開発の支援を目的に計画された道路



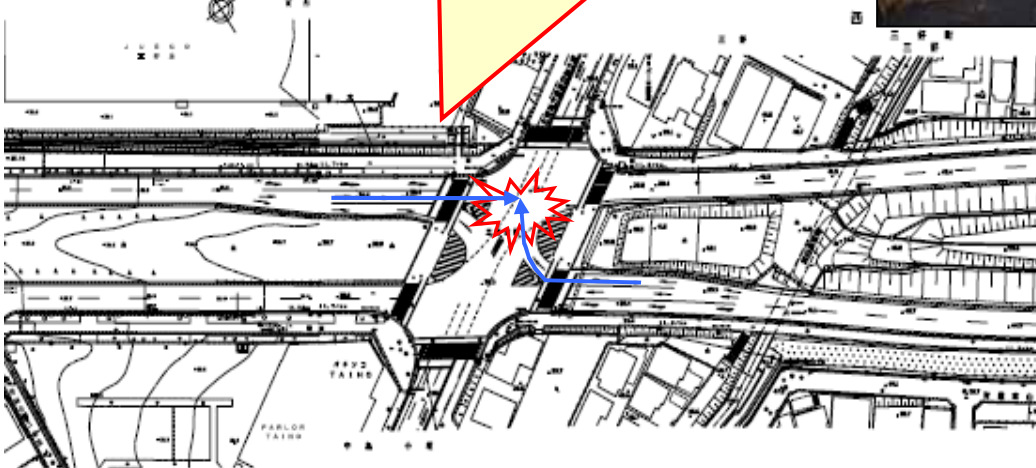
撮影H22.3

交通事故対策 (事例: 国道153号 ^{みよしまえた} 三好前田交差点)

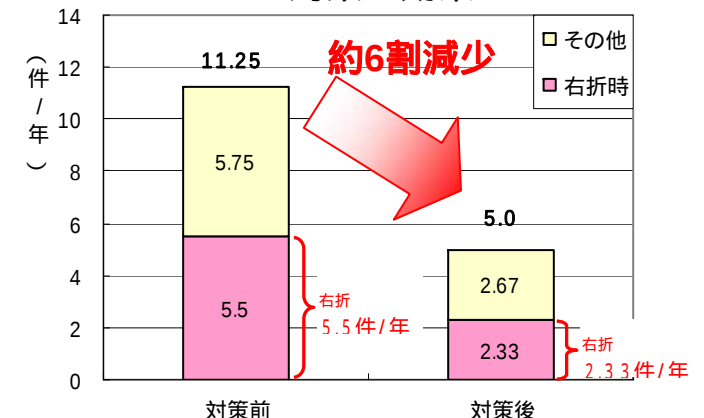
【死傷事故率曲線】



中央分離帯の幅員が広く右折車から直進車の視認性が悪いため、右折時事故が発生



■ 対策の効果

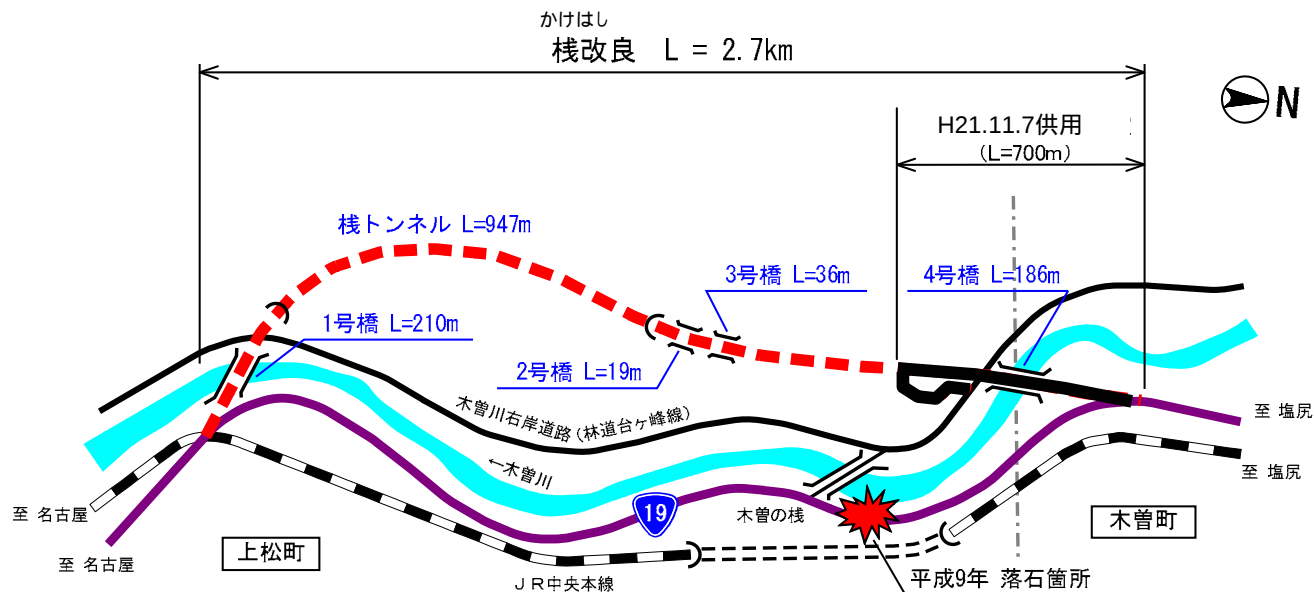


対策前: H15 ~ H18の事故件数の平均値
対策後: H19 ~ H21の事故件数の平均値

防災対策・老朽橋架替等 (事例: 国道19号 かけはし 棧改良、国道1号大慶橋)

防災対策

- 国道19号は岐阜県中津川市と長野県塩尻市を結ぶ間の木曽谷唯一の幹線道路であり、迂回路がない。
- 平成9年には直径3m程度の岩が車道上に落下し、2日間の通行止めが発生、地域交通は大きく迂回を余儀なくされるなど、生活・物資輸送に影響。



落石 (平成9年11月25日)

老朽(震災)橋架替

- 国道1号大慶橋 (L=73m)
- 平成12年9月の東海豪雨による天白川激特事業との合同架替事業

整備前 (昭和30年完成)

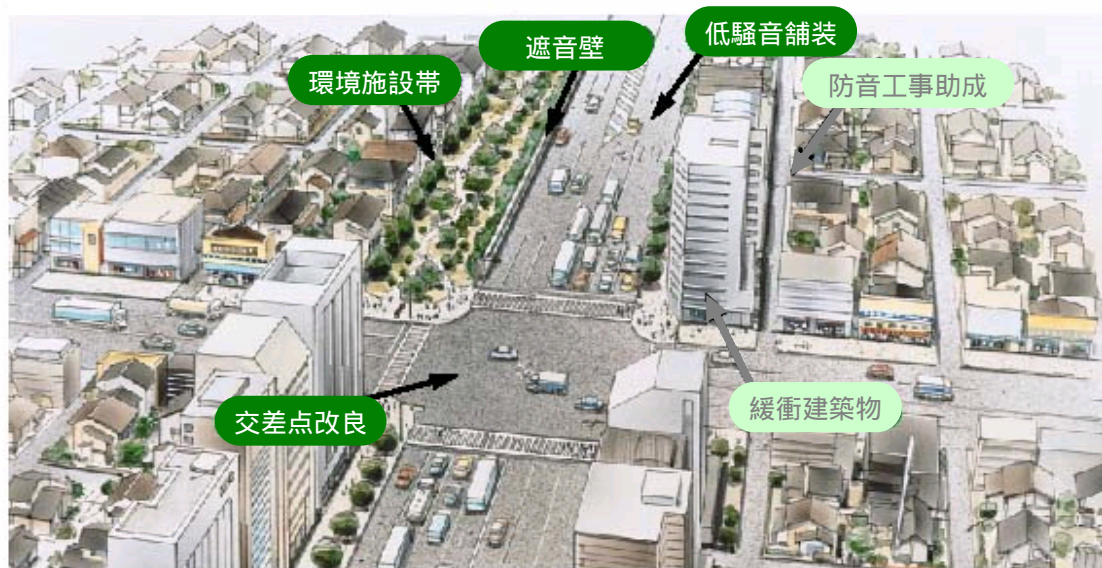


整備後



沿道環境改善 (事例: 国道23号 環境対策)

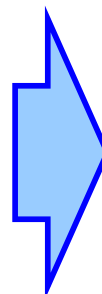
■ 沿道環境改善事業のイメージ



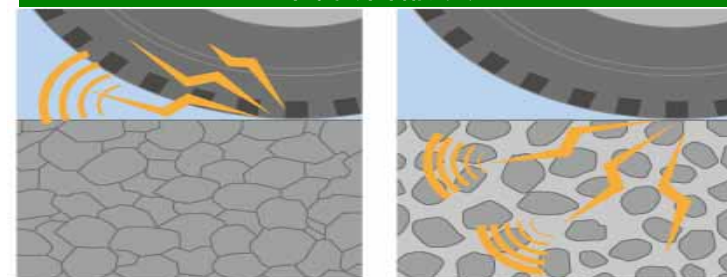
騒音や大気汚染などの沿道環境が厳しい地区について、環境施設帯や遮音壁の設置、騒音低減効果のある排水性舗装等の整備を実施しています。

しながわ

■ 国道23号 (名古屋市港区品川町地区) (環境施設帯及び遮音壁の設置)



低騒音舗装



低騒音舗装は、通常の舗装より隙間が多く、空気が逃げやすい構造になっているため、走行騒音を抑えることができます。

遮音壁



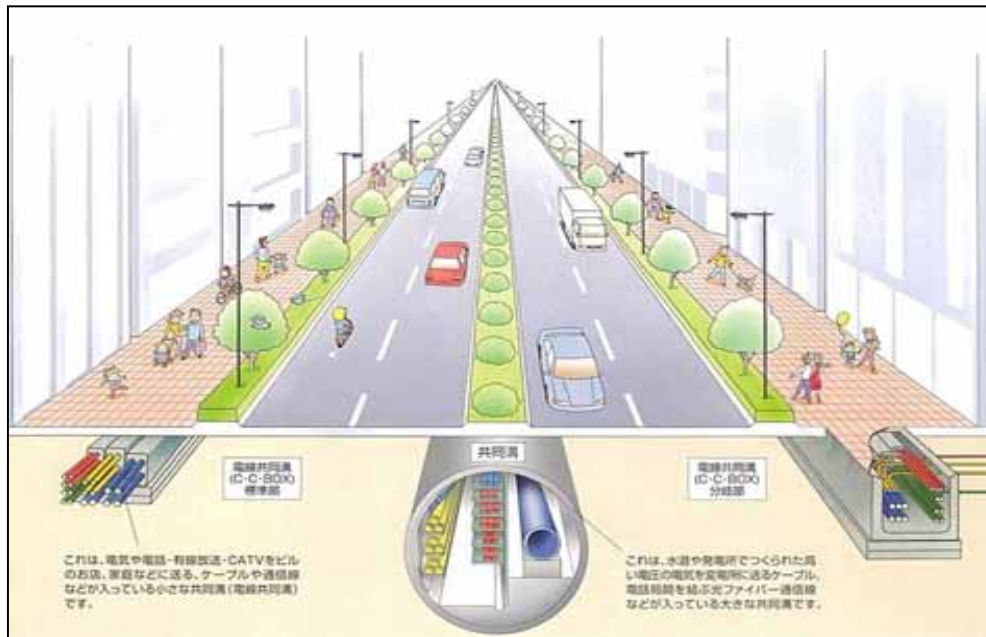
道路から発生する騒音を遮って、道路外への騒音影響を低減させる機能があります。

環境施設帯



本線と沿道住宅の間を広げることにより、騒音等の車の影響を緩和することができます。

無電柱化 (事例: 国道41号萩野通り (電線共同溝))



共同溝・電線共同溝

電力や通信、ガス、水道など事業者別に架空や埋設されている占用物件を同じ構造物に収容することで、地下空間の有効利用、快適な歩行空間の確保及び路上工事の縮減を目的としている。

